

千曲市告示第23号

千曲市国民健康保険出産育児一時金受取代理制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月7日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市国民健康保険出産育児一時金受取代理制度要綱の一部を改正する告示

千曲市国民健康保険出産育児一時金受取代理制度要綱（平成19年千曲市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「の千曲市国民健康保険被保険者証」を「が千曲市国民健康保険被保険者であることを示す証明書」に改める。

附 則

この告示は、令和7年2月7日から施行する。